

地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター
反社会的勢力への対応に関する規程

制定 平成 31 年 1 月 31 日 30 産技総総第 724 号

(目的)

第 1 条 この規程は、地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター（以下「都産技研」という。）における反社会的勢力との一切の関係を排除するための組織体制その他の対応に関する事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において反社会的勢力とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 暴力団 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成 3 年法律第 7 7 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に定義される暴力団をいう。
- 二 暴力団員 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。
- 三 暴力団準構成員 暴力団又は暴力団員の一定の統制の下にあって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがある者又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力する者のうち暴力団員以外の者をいう。
- 四 暴力団関連企業 暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員若しくは元暴力団員が実質的に経営する企業であって暴力団に資金提供を行うなど暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し、若しくは関与するもの又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持若しくは運営に協力している企業をいう。
- 五 総会屋等 総会屋、その他企業等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。
- 六 社会運動等標榜ゴロ 社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標榜して、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。
- 七 特殊知能暴力集団等 暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人をいう。
- 八 前各号の一の団体、構成員又は個人と関係を有することを示唆して要求を行い経済的利益を追求する団体又は個人
- 九 その他、前各号に準ずる者

(反社会的勢力に対する基本方針)

第3条 都産技研は、反社会的勢力と一切の関係を持たず、反社会的勢力からの要求には応じない。

- 2 前項において、反社会的勢力からの要求に対し、都産技研は、民事及び刑事の両面から法的対応を行うものとし、当該要求の理由の如何に関わらず、一切応じないものとする。
- 3 都産技研は、反社会的勢力への対応について、職員等や所管部署だけに任せることなく、役員を含め、組織的に対応するものとする。
- 4 都産技研は、必要に応じて、警察、弁護士等の外部専門機関との緊密な関係を構築する。
- 5 都産技研は、前各項に規定する措置を講ずるに当たって、反社会的勢力に対応する役員等等の安全を確保する。

(対応部署)

第4条 都産技研は、総務部総務課を反社会的勢力対応部署とし、総務部総務課は、反社会的勢力に関する情報を管理・蓄積、社内体制の整備、研修活動の実施、外部専門機関との連携等を行い、反社会的勢力との関係を遮断するための取り組みを支援する。

(反社会的勢力を排除するための契約の締結)

第5条 都産技研は、都産技研を当事者とする契約を締結する場合、原則として、契約書に次の各号の規定を設けることとする。ただし、当該契約の相手方が国及び地方公共団体・国及び地方公共団体における監理団体、独立行政法人及び地方独立行政法人である場合はこの限りではない。

- 一 反社会的勢力に該当せず、かつ、将来にわたっても反社会的勢力に該当しないことを求める条項
- 二 親会社等、役員その他、名義上若しくは実質的に経営に関与する者が反社会的勢力でないことを求める条項
- 三 反社会的勢力を所属者とし又は反社会的勢力を代理人、媒介者若しくは再受託者（再受託者の代理人、媒介者を含む。）としないことを求める条項
- 四 反社会的勢力が経営を支配し又は実質的に経営に関与していると認められる関係を有しないことを求める条項
- 五 反社会的勢力を不当に利用し又は交際していると認められる関係を有しないことを求める条項
- 六 反社会的勢力に対し、名目の如何を問わず資金提供を行っていないこと及び今後行う予定がないことを求める条項
- 七 自ら又は第三者を利用して、次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを求める条項

- イ 暴力的な要求行為
 - ロ 法的な責任を超えた要求行為
 - ハ 取引に関し、脅迫的な言動をし又は暴力を用いる行為
 - ニ 風説を流布し、偽計又は威力を用いて都産技研の信用を毀損し又は都産技研の業務を妨害する行為
 - ホ 反社会的勢力との関係を積極的に誇示する行為
 - ヘ 前各号に準ずる行為
- 八 その他、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係がないことを求める条項
- 九 上記、一から八の各号のいずれかに違反した場合、催告その他何らの手続きを要することなく、直ちに本契約の全部又は一部を解除できることを求める条項

(反社会的勢力を排除するための契約の解除)

第6条 都産技研は、契約締結後に契約相手方が反社会的勢力であることが判明した場合、当該契約を解除することを原則とする。なお、契約の解除に当たっては、所管部署は事前に、総務担当理事及び総務部総務課と協議の上、弁護士等の外部専門機関と十分に協議し、対応を行うものとする。

(反社会的勢力からの要求への対応)

第7条 都産技研は、反社会的勢力による要求に対しては、役職員等の安全を最優先し、組織的に対応するものとする。

- 2 反社会的勢力による要求を受けた場合、所管部署担当者は、所属長に当該要求について速やかに報告し、さらに、報告を受けた所属長は速やかに総務部総務課に報告する。
- 3 総務部総務課は、反社会的勢力から要求があった報告を受けた場合、総務担当理事に速やかに報告するとともに、対応について協議し、必要に応じて警察への通報を行う。
- 4 前項において報告を受けた総務担当理事は事案の重要性に応じ、理事長に報告する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、反社会的勢力への対応に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。